

# 田川市出産祝金の支給について

## 保護者の方へ

田川市では、お子様の誕生をお祝いし、次世代を担う新たな市民として健やかに成長していただくことを願って、祝金を支給します。

## 支給を受けられる方

出生届の提出と同時に田川市に住民登録をしたお子様のお母さん又はお父さん

## 支給要件

田川市出産祝金（以下「祝金」という。）の支給の対象となる者は、生まれた子（以下「出生児」という。）が田川市の住民基本台帳に記録され、次の各号の全てに該当する出生児の母又は父とする。

- (1) 出生児の出生日以前から継続して本市の住民基本台帳に記録され、本市に居住していること。
- (2) 第2子以降に係る2回目の支給については、出生の日から起算して継続して1年以上、第3子以降に係る3回目の支給については、出生の日から起算して継続して2年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 申請時において現に出生児を養育していること。

## 申請期間

第1子、第2子又は第3子以降の区分に応じて次の各号に掲げる日から起算して8週以内

- (1) 第1子 出生日
- (2) 第2子 出生日及び1歳の誕生日
- (3) 第3子以降 出生日及び1歳・2歳の誕生日

## 支給の額及び支給方法

祝金の額及び支給方法は、裏面の別表第1に掲げるとおりとする。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護制度の適用を受けている者の祝金の額及び支給方法は、裏面別表第2に掲げるとおりとする。

## 申請手続き

田川市出産祝金支給（変更）申請書兼請求書に下記のを添付し、田川市市民生活部子育て支援課に提出してください。申請書は、子育て支援課でお受け取りください。

- (1) 出生届出書のコピー（市役所等に届出する前のものを事前にご準備ください）
- (2) 振込依頼口座の写し
- (3) (1)がなく本籍地が田川市以外の方は、お子様の記載のある戸籍謄本（子の順位が確定できるもの）を添付してください。

## 留意点

- (1) 祝金の支給決定時において田川市に住所を有していない場合は支給できません。
- (2) 市税その他本市の使用料等に係る滞納がある場合には支給できないことがあります。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者である場合には支給できないことがあります。

別表第1（第3条関係）

出生児 の区分	支給方法			総額
	初回手続き時	2回目手続き時 (1年到達時)	3回目手続き時 (2年到達時)	
第1子	30,000円	0円	0円	30,000円
第2子	30,000円	30,000円	0円	60,000円
第3子	50,000円	50,000円	50,000円	150,000円
第4子以降	100,000円	100,000円	100,000円	300,000円

※出生時のカウントについては、養育している母親自身が生んだ子どもで判断します。

別表第2（第3条関係）

出生児 の区分	支給方法		総額
	初回手続き時	2回目手続き時 (1年到達時)	
第1子	30,000円	0円	30,000円
第2子以降	30,000円	20,000円	50,000円

田川市 市民生活部 子育て支援課  
電話0947-85-7132（直通）